平成25年12月19日 独立行政法人 日本原子力研究開発機構

高速増殖炉研究開発センターおよび原子炉廃止措置研究開発センターの 原子力事業者防災業務計画の修正について (お知らせ)

当機構は、原子力災害対策特別措置法^{*1}(以下「原災法」という。)に関わる命令等の改正^{*2}ならびに原子力災害対策指針の改定^{*3}が行われたことに伴い、高速増殖炉研究開発センター(以下「もんじゅ」という。)および原子炉廃止措置研究開発センター(以下「ふげん」という。)の原子力事業者防災業務計画^{*4}の修正案を取りまとめ、平成25年10月11日から関係自治体との協議^{*5}を開始しました。

【平成25年10月11日発表済み】

同計画について、原災法に基づき、関係自治体との協議等を経たうえで、本日、 内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出ました。

当機構は、今後とも「もんじゅ」および「ふげん」の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

※1:原子力災害対策特別措置法(原災法)

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改定された。

※2:原災法関係の命令等の改正(主要なもの)

平成25年9月6日改正の原災法施行令において、原災法第15条の原子力緊急事態宣言を発すべき事象について、放射線測定設備等で1時間当たり500 マイクロシーベルトであったものを、1時間当たり5マイクロシーベルトに、また、同日改正の通報事象等規則において、原災法第10条および第15条で規定するプラント事象の一部が、平成25年2月に改訂された原子力災害対策指針の"当面の緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level)"に合致するよう見直しされた。

平成25年9月12日改正の通報事象等規則において、同年9月5日改訂の原子力災害対策指針の"EALの枠組み"で規定された施設敷地緊急事態の事象および全面緊急事態の事象に整合するよう、原災法第10条の事象および原災法第15条の事象が見直されるとともに、同日改正の防災業務計画等命令において、原子力防災資機材にエリアモニタを追加するなどの改正がなされた。

※3:原子力災害対策指針の改定

原災法第6条の2に基づき、関係機関が原子力災害対策を円滑に実施するため国が定める指針であり、予防的防護措置を準備する区域(PAZ: Precautionary Action Zone)、その区域での防護措置を実施するための基準である緊急時活動レベル(EAL)、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ: Urgent Protective Action Zone)、その区域等で防護措置を実施するための基準である運用上の介入レベル(OIL: Operational Intervention Level)などを定めるため、平成24年10月に制定された。

平成25年9月の改訂で、"当面のEAL"が"EALの枠組み"に変更されるとともに、原子力事業者防災業務計画に反映することが求められた。

※4:原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に、原子力事業者は原子力防災業務計画を作成すること、および、 毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、 同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在 市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

原子力事業者防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、 環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

※5:関係自治体との協議

- ・原災法第7条第2項の規定に基づき、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画 を修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および 関係周辺都道府県知事と協議をすることが定められている。
- 協議対象の関係自治自体:福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

添付資料:原子力事業者防災業務計画の修正要旨

以上

(内閣総理大臣および原子力規制委員会へ提出した「原子力事業者防災業務計画」) 高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画 原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法(平成12年6月16日施行)第7条第1項に基づき、高速増殖炉研究開発センターおよび原子炉廃止措置研究開発センターの原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

- 1. 修正年月日 平成25年12月19日
- 2. 修正対象原子力事業所 高速増殖炉研究開発センター 原子炉廃止措置研究開発センター

3. 主な修正内容

章	内容	主な修正事項
第1章 総則	原子力事業者防災業 務計画の目的、定義、 基本構想、運用、修 正方法等	<第2節> ・緊急時活動レベル(EAL)の定義を追加 ・関係周辺市町村の定義に、協議対象の各県の地域防災計画で指定された市町名を追加
		<第3節> ・原子力災害対策指針に合わせ、「原子力災害予防対策」を「原子力災害事前対策」に、「原子力災害事後対策」を「原子力災害中長期対策」に修正
第2章原子事	原子力災害に備え事前に行う体制の資際に行う体制の資際での一個では、原子力防災力原子力原子力原子が、原子力原子が、原子力原子が、原子が、原子力を受ける。原子が、原子力を変し、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が	〈第1節、第2節〉 警戒事象が発生した場合および国から警戒事態の連絡があった場合に、「もんじゅ」又は「ふげん」、敦賀本部および本部で警戒体制を発令し、対策本部を設置することを追加 〈第2節〉 ・警戒体制発令時の非常招集の方法について追加
		<第8節> ・平常時における関係周辺市町村との連携および放射線防護に関する教育講師の派遣、原子力防災知識の啓発に関する要請があった場合に協力することを追加

章	内容	主な修正事項
第3章 緊急 態 成 等	EALにより発生事 象を等の、 、通報の、 、通報の、 、通報のの 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	 ・警戒事象が発生した場合、原子力防災管理者(各センター所長)が、国、自治体等へ連絡することを追加 〈第1節、第3節〉 ・原子力災害対策指針で求められる緊急時活動レベル(EAL)に基づき、「警戒事象」、「特定事象(原災法第10条事象)」および「緊急事態事象(原災法第15条事象)」を判断するための事象リストを新たに追加 〈第2節〉 ・応急措置の概要報告の様式を、(社)日本電気協会電気技術指針(原子力発電所の緊急時対策指針)に示された様式に変更 ・対策本部要員の安定ョウ素剤予防投与基準を、原子力規制庁の「安定ョウ素剤の配布・服用に関する解説書」(平成25年7月19日作成)を踏まえ見直し
第4章 原災長期策	原子力緊急事態解除 宣言があった以降の 中長期対策を行うた めの計画の策定、彼 旧対策の実施、被災 地域復旧のための関 係機関への要員派遣 および資機材の貸与 等	<第1節> ・原子力災害対策指針に合わせ、「原子力災害事後対策」を 「原子力災害中長期対策」に修正
第5章 その他	他の原子力事業者で 原子力災害が発生し た場合の要員派遣お よび資機材提供等	_